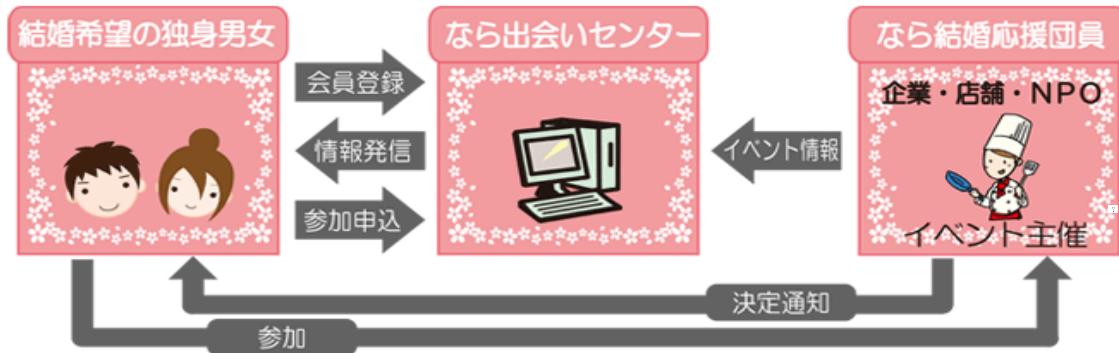




# なら出会い系センター (なら結婚応援団)

『なら出会い系センター』は、奈良県の支援を受けて、奈良県内の企業や店舗・NPOと一緒に独身男女のための婚活イベントを実施しています。

イベント参加には、事前の会員登録が必要で、20歳～48歳の独身男女登録会員を随時募集中！年会費・登録料無料。



## 会員登録方法

◆次の①～③の書類を「なら出会い系センター」に郵送又は、直接お持ちください。

①登録申込書（裏面をお使い下さい）

②独身証明書（3ヶ月以内に発行されたもの。原本に限る。コピー不可  
　　外国籍の方は、結婚要件具備証明書とその日本語訳）

③返信用封筒（返信先住所（自宅に限る）を記載し、82円切手を貼ったもの）



## 独身証明書

◆『独身証明書』は、本籍地の市役所・町村役場で取得できます。

◆郵送による取得が可能ですが、各自治体によって、手数料が異なりますので、事前に本籍地の市役所・町村役場の戸籍担当課にお問い合わせください。

## イベントについて

◆イベントのお申込は、パソコンや携帯からのインターネット経由でのお申込に限っており、メールアドレス（携帯アドレス可）が必要です。

◆参加費は、3,000円～3,500円程度、旅行イベントで10,000円程度で、直接結婚応援団員の企業・店舗・NPOにお支払い下さい。

◆お見合い事業とは違って、成婚までフォローする形をとっています。  
また、異性の方のプロフィールを把握しておりません。

◆応援団員とセンターは、出会いの場を作るのみです。カップルになられた以降は、個人情報の交換を含め、自己責任でお付き合いをお願いいたします。



〒630-8213 奈良市登大路町10-1 奈良県婦人会館内

## なら出会い系センター

※開所時間／8：30～17：15  
※休館日／土・日・祝日・年末年始

TEL : 0742-22-5129 FAX : 0742-22-5101

E-mail : naradeai@m5.kcn.ne.jp

<http://www.naradeai.pref.nara.jp/>



# なら出会い系センター登録申込書

新登録番号			
※新登録番号欄には、記入しないでください。			
新規			
更新 (既登録番号: )			
※いずれかに○をし、更新の際には既登録番号をご記入ください。			
※備考欄以外はすべてご記入ください。			
フリガナ		性別	生年月日
氏名		男・女	年月日 満( )歳
住所	〒		
連絡先電話番号	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <p>(連絡先となるいずれかの番号で結構です)</p>		
メールアドレス	(携帯電話メールアドレス可・記入が無いと登録できません)		
備考			

私は、現在独身であり、「なら出会い系センター会員利用規約」(下記)を理解し、社会人として自覚と節度を持ち、相手を尊重するとともに思いやりの心をもった誠実で責任ある行動をとることを誓います。

なお、申込書に記載した内容に相違ありません。

平成 年 月 日

氏名

(自筆での署名に限る)

添付書類

1. 独身証明書 (発行から3ヶ月以内のもの)※取得方法は裏面に記載
2. 82円切手の貼った返送先(自宅に限る)を記載した返信用封筒

※発送は、なら出会い系センター名ではなく、奈良県こども・子育て応援県民会議名で返信します。

## なら出会い系センター会員利用規約

なら出会い系センター(なら結婚応援団事務局。以下「センター」といいます)のイベントへの参加登録者について、以下のとおり規約を定めます。

### 第1条(会員)

1. 本規約を承諾の上、規定の手続きを完了し、センター発行の登録カード(以下「カード」といいます)を所持している方を「会員」とします。
2. 会員として登録できる方は満20歳以上48歳以下の独身男女とします。

3. 会員はセンターの趣旨に賛同した店舗等(なら結婚応援団。以下「応援団」といいます)が開催するイベント(以下「イベント」といいます)に参加することができます。

### 第2条(登録手続き)

イベントに参加するため、会員として登録を希望される場合は、以下の書類等をセンターに郵送または持参するものとします。

- (1)登録申込書
- (2)独身証明書(外国籍の方は、結婚要件具備証明書とその日本語訳)
- (3)返信先(自宅に限る)を記載した返信用封筒

### 第3条(カードの発行)

センターは提出された書類を審査後、適正と認めた場合にはカードを発行し、独身証明書とともに、返信用封筒により会員に送付するものとします。

### 第4条(会員の有効期間)

会員の有効期間はカード発行日の翌年度の年度末までとし、センターはカードを発行する際に有効期限を記載するものとします。

### 第5条(会員の登録情報の取扱)

1. 会員登録情報は、センターが所有するものとし、個人が特定できる情報(氏名・住所・電話番号・メールアドレス)については、イベントを開催する応援団への申込者名簿の送付等必要な場合を除き、会員本人による同意がなければ外部へ開示しないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、以下に掲げる場合には、会員本人の同意なくとも登録情報の一部(氏名・住所等)を開示することができます。

(1)警察、裁判所、検察庁、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から、法的根拠に基づき開示を求められた場合

(2)前号以外の場合においても、センターが開示が必要であると判断した場合

### 第6条(会員の責務)

会員は、以下に掲げる責務を負うものとします。

- (1)センターに登録する自己の情報について虚偽の申告をしないこと
- (2)会員は自己の登録情報に変更が生じた場合は、すみやかにセンターに報告すること
- (3)会員は交際の申し込み等において、共に双方の人格と社会的立場を尊重し、誠意をもって接するものとし、自己の行為とその結果について一切の責任を負うこと
- (4)イベント参加に際しては、受付時に身分証(運転免許証等)及びカードを提示し、本人であることを示すこと
- (5)イベント参加決定後、欠席しなければならないやむを得ない事情が生じた場合には、すみやかに応援団に報告すること
- その際キャンセル料が発生する場合には、応援団の規定に基づき納入すること
- (6)会員本人が婚約、または結婚した場合には、退会の手続を取ること
- (7)前号において、その婚姻がイベントに起因する場合には、可能な限り相手の氏名、イベントの日時、応援団名等をセンターに報告すること

### 第7条(会員の禁止事項)

会員がイベントに参加する際及びその後の交際等において、以下に掲げる行為を禁止します。

- (1)自身の結婚相手、または交際相手を探す目的以外での会員活動
- (2)イベントを通じて知り得た他の会員の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用する行為
- (3)センターの運営または他の会員によるセンターの利用を妨害し、またはそれらに支障をきたす行為
- (4)法令または公序良俗に違反する行為
- (5)イベントを連絡なく欠席すること及び付随して発生するキャンセル料の不払等、センターが合理的な理由に基づき不適切と判断する行為

### 第8条(会員の抹消等)

1. 以下の項目に該当する場合、センターは、当該会員への事前通知、承諾なしに会員登録を抹消もしくは停止することができるものとします。

(1)第7条に定める禁止事項その他本規約の各条項に違反した場合

(2)その他センターが不適切と判断した行為があった場合

2. 登録を抹消もしくは停止中の会員は、イベントに参加することができません。

### 第9条(退会)

会員は、有効期限までに退会が必要な事由が生じた場合には、すみやかにセンターに連絡するとともに、カードを返却するものとします。

### 第10条(規約の変更)

当規約は、必要に応じて内容を変更する場合があります。

### 附 則

当規約は平成22年12月1日から施行します。